

柔道整復療養費審査委員会面接確認委員会（仮称）設置要綱（例）

（面接確認委員会の設置）

第1条 ○○県（都・道・府）柔道整復療養費審査委員会（又は国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会）（以下「柔整審査会」という。）に○○面接確認委員会（仮称）（以下「面接確認委員会」という。）を置く。

（要綱の目的）

第2条 この要綱は、面接確認委員会の設置に関し、必要な事項を定める。

（面接確認委員会の任務）

第3条 面接確認委員会は、次の事項について協議又は実施する。

- 一 柔整審査会における施術管理者及び勤務する柔道整復師（以下「施術管理者等」という。）に対する面接確認の実施の要否に関すること。
- 二 面接確認の実施に関すること。

（面接確認委員会の構成）

第4条 面接確認委員会は、施術担当者を代表する委員、保険者若しくは後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）又は国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）を代表する委員及び学識経験者を代表する委員から、それぞれ2名以内をもって構成し、公平、公正となるものとする。

なお、施術担当者を代表する委員、保険者等又は国保連合会を代表する委員及び学識経験者を代表する委員は、それぞれ別の職種となるものとする。

（面接確認委員の指名）

第5条 面接確認委員会の委員（以下「委員」という。）は、柔整審査会委員長が指名する。

（面接確認委員の任期）

第6条 委員の任期は、○○とする。

（面接確認委員会委員長の設置及び互選）

第7条 面接確認委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置く。なお、委員長は、委員がこれを互選する。

（委員長の職務）

第8条 委員長は、面接確認委員会の会務を統括する。

（面接確認委員会の開催）

第9条 面接確認委員会は、必要に応じ、委員長が委員を招集し開催する。

（面接確認の要否の決定）

第10条 面接確認の実施の要否は、面接確認委員会を構成する委員の半数以上が出席した面接確認委員会において、出席者の過半数によって決する。

2 委員長は、前項の定めに基づいて面接確認の実施が決定した場合、柔整審査

会委員長に同意を求めなければならない。

(面接確認の報告)

第 11 条 委員長は、面接確認を実施した場合は、柔整審査会委員長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第 12 条 委員又は委員の職にあった者は、面接確認を実施する上で知り得た情報、柔道整復師の業務上の秘密及び個人の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第 13 条 ここに定めるもののほか、必要な事項については、面接確認委員会の協議の上、柔整審査会委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。